

香川県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第64号

香川県都市公園条例の一部を改正する条例

香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(使用料) 第11条 略				(使用料) 第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設を利用する者は、別表第2に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、知事において特別の事由があると認めるときは、減免することができる。			
別表第2（第11条関係） 1～4 略 5 略 (1) 略 (2) 有料公園施設を利用する場合				別表第2（第11条関係） 1～4 略 5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合 (1) 略 (2) 有料公園施設を利用する場合			
都市公園	有料公園施設の種 類及び名称	単 位		単 位		金 額	
栗林公園	略 駐車場 略 栗林公園 東門駐車 場	大型自動車及び 中型自動車	略	大型自動車	1台 30分	500円を超え ない範囲で規 則で定める額	
		略	略	普通自動車	1台 25分	100円を超え ない範囲で規 則で定める額	
		略		略		略	
略				略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。